

## 判例紹介(工事損害 Part-2)

今年度の研究テーマに“判例の研究とデータベース化”があります。これまで少しずつ収集してきた事業損失に関連する判例についてご紹介します。今回は当社が関わった事例の中から最も興味深い、工事損害の案件についてご紹介します。(訴訟においては「事業損失」は適当でないので、ここでは「工事損害」と称します。)

### 【工事損害に関する判例-2】

地下鉄建設工事に伴う損害賠償請求事件

判決日：平成18年9月25日 ○○地方裁判所

原告：沿道住民1名(木造2階建)

被告：○○高速鉄道株式会社

#### (概要)

地下鉄建設工事による不同沈下により、当該建物に損傷が生じたため事後調査を実施し、和解交渉の結果、141万3160円の補償金が支払われ解決したが、その後、更に大きな損害が生じているとして、建物の建替費用及び移転費用などを含め3478万5550円の損害賠償請求がなされた事案である。

#### 【原告の主張】

- トンネル建設以降、45mmもの沈下が生じ、建物及び工作物に著しい損傷が生じている。
- 補償金は「大きな損傷」を除外した応急的な修復の費用である。また、この補償後も列車の走行振動などにより地盤沈下と建物の損傷が進行している。

#### 【被告の主張】

- トンネル建設工事の地盤沈下により建物に損傷が生じたことは認めるが、事後調査以前に生じた損害については補償済である。
- 事後調査以降に本件土地の地盤沈下に起因する建物の損傷が進行した事実はない。

#### (判決内容)

原告請求棄却

#### (判決理由)

事後調査に基づく補償により調査時の損害部分は補填され、事後調査以降、本件土地において、建物損傷の原因となる程度の地盤沈下が進行したとは認められず、また、本件建物に、経年劣化の範囲を超えた損傷部分の発生又は拡大があったとも認められない。

#### (ポイント)

- 事前事後の不同沈下状況(内部水盛)が明晰で、かつ事後調査後の沈下観測記録により、裁判所が沈下状況を十分に理解できた。  
(原告の沈下測定は各所の測定結果を羅列するのみで建物や敷地の沈下状況を示していない)
- 交渉記録から交渉の過程や、原告主張の矛盾点を客観的に主張できた。

#### (その他の裁判所の判断の要点)

- 補償に際しての合意に加え、この合意は数回の和解交渉を経たもので、事後調査時点で判明した損傷全てについて補填されたと解するのが相当。
- 原告の主張する沈下は単なる状況に過ぎず、測定された不同沈下量15mmは事後調査後時の結果と一致し、事後調査後に沈下が進行していないと考えられる。

【まとめ】「今後一切異議申し立てしません」の一文が、どれほどの拘束力があるのか？との議論がありますが、沈下の進行があれば、この一文があっても賠償請求は排除出来ません。よって、沈下の進行がないことを明確に示す必要があり、そのためにも事後調査時点の状況把握が重要である事を示す良い例です。